

# 第2次秋田県動物愛護管理推進計画の概要について

生活衛生課

## 計画策定の背景

- 動物愛護管理法の改正及び国の基本指針の見直しにより、終生飼養の徹底等が明確化された。
- 平成20年に秋田県動物愛護管理推進計画（第1次計画）を策定し、動物愛護に関する各種政策を推進してきたが、未だ犬猫の相当数の殺処分が行われており、「犬猫の殺処分ゼロ」に向けた、さらなる取組が必要。

## 計画の趣旨と期間

- 根拠法令等：動物愛護管理法第6条第1項
- 動物愛護管理に関する施策等の方向性を示すものであり、県が実施する施策のほか、動物愛護団体やボランティア、事業者等に期待される主体的な取組についての指針となるものである。
- 計画期間：平成28年度から37年度までの10年間

## < 基本理念 > 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

### 基本目標及び重点的に推進する施策の方向

<b>基本目標 1</b> <b>動物の生命を尊び慈しむ心を養う</b>	<b>基本目標 2</b> <b>動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ</b>	<b>基本目標 3</b> <b>人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する</b>
<b>(H37年度)</b> <b>数値目標：犬猫の殺処分数 0 頭</b>	<b>(H37年度)</b> <b>数値目標：犬猫の苦情件数 400 件(半減)</b>	<b>(H37年度)</b> <b>数値目標：ふれあい事業等参加人数 1万7千人(10倍)</b>
<p><b>施策1 動物愛護思想の普及啓発の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護フェスティバルの開催</li> <li>○ テレビ、ラジオ等のメディアによる啓発</li> <li>○ ポータルサイトによる動物愛護に係る情報の発信</li> <li>○ 啓発用パネルの展示</li> </ul> <p><b>施策2 動物愛護センター(仮称)を拠点とした動物愛護に関する総合的な取組の推進</b></p> <p><b>施策3 学校等における「命を大切にすることを育む教室」の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 命の教室の実施プログラムの充実</li> <li>○ 学校等のほか動物愛護センターで定期的に開催</li> <li>○ 阿仁熊牧場「くまくま園」での開催</li> </ul> <p><b>施策4 捕獲・抑留犬の返還率の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 迷子札やマイクロチップ装着の啓発</li> <li>○ 譲渡犬猫へのマイクロチップ装着</li> <li>○ 収容犬猫に関する情報提供媒体の拡大（ポータルサイト、新聞、ラジオ等による情報提供）</li> <li>○ 迷い犬の抑留期間の延長（7日以上）</li> </ul> <p><b>施策5 譲渡の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 譲渡犬猫の同窓会を活用した譲渡事業のPR</li> <li>○ 譲渡候補犬猫の飼養頭数の拡大</li> <li>○ ミルクボランティアなどの育成と協働</li> <li>○ 団体譲渡、広域譲渡等の仕組みづくり</li> </ul> <p><b>施策6 負傷動物への治療体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 獣医師会等との協力体制構築</li> <li>○ 動物愛護センター等における治療体制の構築</li> </ul> <p><b>施策7 大災害発生時における動物救護体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物救護活動マニュアルに基づく実地訓練等</li> <li>○ 一時預かりボランティアの育成</li> <li>○ 災害時の収容・保護機材等の備蓄</li> </ul>	<p><b>施策8 「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ しつけ方教室の開催数と実施内容の充実</li> <li>○ 譲渡犬猫同窓会開催とメディアを通じた情報発信</li> </ul> <p><b>施策9 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病に対する正しい知識の啓発</li> <li>○ 犬販売業者に対する登録、注射等の徹底</li> </ul> <p><b>施策10 飼い主のいない猫への対応(地域猫対策事業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域猫対策事業の推進</li> <li>○ 猫の繁殖制限、室内飼養の啓発事業の充実</li> </ul> <p><b>施策11 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物取扱業者に対する効果的・効率的な監視計画の作成と指導強化</li> <li>○ 動物取扱責任者研修会の内容の充実</li> <li>○ 犬猫販売業者による購入者（飼い主）への適正飼養の啓発の促進</li> <li>○ 優良動物取扱業者の動物愛護推進員委嘱</li> </ul> <p><b>施策12 特定動物の適正管理の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定動物立入実施要領に基づく指導の実施</li> </ul> <p><b>施策13 動物由来感染症対策の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狂犬病発生を想定した定期的な実地訓練の実施</li> <li>○ 狂犬病検査の技術演習の実施</li> <li>○ 人獣共通感染症等に関する発生予防の啓発</li> </ul> <p><b>施策14 実験動物における管理の適正化の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実験動物飼養施設管理者との情報交換、実態把握</li> </ul> <p><b>施策15 産業動物における管理の適正化の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施</li> </ul>	<p><b>施策16 県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアや動物愛護推進員の育成と協働による開催</li> <li>○ ボランティア主導のしつけ方教室の開催</li> </ul> <p><b>施策17 イベントにおける動物とのふれあいの場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬猫同伴による動物愛護フェスティバルや譲渡犬猫同窓会の開催</li> <li>○ ふれあいイベント時の犬猫への負担軽減の検討</li> <li>○ 教育機関等との連携によるふれあい教室の開催</li> </ul> <p><b>施策18 動物愛護センター(仮称)における動物とのふれあいの場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護センターを会場としたパートナー犬猫によるふれあいの場の提供</li> </ul> <p><b>施策19 動物による介在活動の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護団体による介在活動の紹介</li> <li>○ パートナー犬猫同伴による福祉施設等への訪問</li> </ul> <p><b>施策20 ボランティアの育成、支援体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護ボランティア制度の整備</li> <li>○ 動物愛護ボランティアへの協力</li> </ul> <p><b>施策21 動物愛護推進員の委嘱</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護推進員の育成と協働</li> <li>○ 県内全域から動物愛護推進員を委嘱</li> </ul> <p><b>施策22 動物愛護推進協議会の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の動物愛護管理施策に関する意見交換会を開催</li> </ul>
<p><b>計画の推進体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画に基づき、「重点的に推進する施策の方向」に則した施策について、具体的な実施計画を策定し、計画の進行管理に努める。</li> </ul>		

「殺処分ゼロ」を目指し、動物愛護の取組を県民運動として展開